

東京都農作物獣害防止対策事業費補助金交付要綱

令和7年3月31日 6産労農安第1572号

一部改正 令和8年3月31日 7産労農安第1429号

(趣旨)

第1 東京都は、東京都農作物獣害防止対策事業実施要綱(令和7年3月31日付6産労農安第1571号)(以下「実施要綱」という。)及び東京都農作物獣害防止対策事業実施要領(令和7年3月31日付6産労農安第1573号)(以下「実施要領」という。)に基づいて行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、事業を実施する区市町村又は団体等に対し補助金を交付するものとし、その交付に関しては東京都補助金等交付規則(昭和37年東京都規則第141号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業及び経費等)

第2 第1の規定による補助金の交付対象とする事業の事業名、補助対象経費、事業実施主体、間接補助事業者及び補助率については、実施要領の別表2に定めるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3 実施要綱第3の2、3、4、5及び8の事業を実施し、補助金の交付を受けようとする事業実施主体の区市町村長は、東京都農作物獣害防止対策事業費補助金交付申請書(別記様式第1号の1)を知事に提出しなければならない。

2 実施要綱第3の9の(3)、(4)の補助金の交付を受けようとする農業者(以下、「間接補助事業者」という。)は、東京都農作物獣害防止対策事業(侵入防止施設導入・設置支援事業)費補助金交付申請書【農業者用】(別記様式第1号の2)、誓約書【農業者用】(別記様式第1号の3)を作成し、事業実施主体である農業協同組合の長に提出しなければならない。

3 実施要綱第3の9の(3)、(4)の補助金の交付を受けようとする農業協同組合の長は、第3の2で定める、東京都農作物獣害防止対策事業(侵入防止施設導入・設置支援事業)費補助金交付申請書【農業者用】、誓約書【農業者用】の内容をとりまとめ、東京都農作物獣害防止対策事業(侵入防止施設導入・設置支援事業)費補助金交付申請書(別記様式第1号の4)、誓約書(別記様式第1号の5)を知事に提出しなければならない。

4 第3の1、2、3の規定による申請書の提出については、当該補助金に係る消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りではない。

(補助金の交付決定)

第4 知事は、第3に定める申請書の提出があったときには、その内容を審査し適当と認める場合は補助金の交付を決定し、別記様式2号により、事業実施主体に通知する。

2 前項の場合において、知事は適正な交付を行うため必要があると認めるときは、申請事項につき修正を加え又は条件を付することができる。

3 農業協同組合の長は第3の2に定める申請書の提出があったときには、その内容を審査し適当と認める場合は、都の交付決定後に補助金の交付を決定し、別記様式第2号の2により、間接補助事業者に通知する。

(申請の撤回)

第5 事業実施主体は、前条の通知を受けた場合において当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に異議があるときは、当該通知受領後14日以内に申請の撤回をすることができる。

(申請事項の変更)

第6 補助金の交付の決定を受けた事業実施主体は、次のいずれかに該当する場合には、あらかじめ事業変更承認申請書(別記様式第3号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 事業実施主体及び間接補助事業者の変更、廃止

(2) 各事業について、総事業費の3割を超える変更

(3) 実施要綱第3の2、3、4、5及び8の事業で整備する施設又は機械の規模、性能又は内容の3割を超える変更

(4) (3)で整備する施設又は機械の設置箇所の変更

2 知事は、前項の申請があった場合において、適正な交付を行うため必要があると認めるときは申請事項に修正を加え、又は条件を付して承認することができる。

(事業の中止又は廃止)

第7 事業実施主体は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、知事に補助金事業中止(廃止)承認申請書(別記様式第4号)を提出しなければならない。

2 知事は、前項の審査及び必要に応じて行う現地調査等により適当と認めるときは、補助事業の中止又は廃止の承認の通知をする。

(事業の開始)

第8 事業の開始(物品の発注を含む)は、原則として補助金交付決定に基づき行うものとする。

ただし、実施要綱第3の2、3、4、5及び8の事業について、実施計画の承認がされ、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつ、やむを得ない事情により交付決定前に開始する必要がある場合には、事業実施主体はあらかじめ都の指導を受け、その旨を具体的に明記した補助金交付決定前開始届(別記様式第5号)により、知事に届け出なければならない。

(事故報告)

第9 事業実施主体は、補助事業が予定期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに事故報告書（別記様式第6号）を知事に提出し、その指示に従わなければならない。

(事業実施状況報告書の提出)

第10 事業実施主体は、補助金の交付の決定を受けた場合、その交付の決定を受けた日が属する四半期以降、各四半期の末日現在の事業実施状況報告書（別記様式第7号）を作成し、翌月の15日までに知事に報告しなければならない。ただし、第4四半期及び当該四半期に既に実績報告書の提出がなされた場合はこの限りでない。

また、事業費が百万円未満のものについては、第3四半期のみの報告とする。

2 前項に定めるもののほか、知事は特に必要と認められる書類等を事業実施主体から提出させることができる。

(遂行命令等)

第11 知事は、事業実施主体が提出する報告書又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、事業実施主体に対しこれらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずる。

2 事業実施主体が前項の命令に違反したときは、知事は事業実施主体に対し当該補助事業の一時停止を命じることがある。

(実績報告)

第12 実施要綱第3の2、3、4、5及び8の事業を実施した事業実施主体は、事業完了後に、実績報告書（別記様式第8号の1）により、知事へ報告する。また、実施要綱第3の9の(3)、(4)の事業を実施した事業実施主体は事業完了後に、農業者からの実績報告書（別記様式第8号の2）をとりまとめ、事業実施主体の実績報告書（別記様式第8号の3）により、知事へ報告する。第7により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合も同様とする。

2 第3の4ただし書により交付の申請をした事業実施主体は、第12の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第3の4ただし書により交付の申請をした事業実施主体は、実績報告書を提出した後において、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合は、その金額（前項の規定により減額した事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金仕入れに係る消費税等相当額報告書（別記様式第9号）により知事に速やかに報告し、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(額の確定)

第 13 知事は、前条の規定により実績報告を受けた場合において、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、別記様式第 10 号の 1 により事業実施主体に通知する。

2 実施要綱第 3 の 9 の (3)、(4) の事業を実施した事業実施主体は、前条の規定により農業者からの実績報告を受けた場合において、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、別記様式第 10 号の 2 により農業者に通知する。

(是正措置)

第 14 知事は、前条の規定による調査の結果、補助事業の成果が補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための処置をとるべきことを命じることができる。

(補助金の支払い及び請求)

第 15 知事は、第 13 の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に補助金を支払うものとする。ただし、補助事業の遂行に当たって必要があると認めるときは補助金の全部又は一部について概算払をすることができる。

2 事業実施主体は、前項により補助金の交付を請求するときは補助金交付請求書（別記様式第 11 号）を知事に提出しなければならない。ただし、概算払による場合は概算払請求書（別記様式第 12 号）を提出する。

3 事業実施主体は、補助金の概算払を受けた場合は、第 13 の規定による補助金の額の確定の通知を受領した後速やかに概算払精算書（別記様式第 13 号）を知事に提出し、補助金を精算しなければならない。

(決定の取消し)

第 16 知事は、事業実施主体が次のいずれかに該当した場合は事業実施主体に対して補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) その他補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件、その他法令又は交付の決定に基づく命令に違反したとき。

2 前項各号の規定は、第 13 の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第 17 知事は、第 5 又は第 16 の規定により交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に事業実施主体に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じる。

2 知事は、第 13 の規定により事業実施主体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じる。

(違約加算金及び延滞金)

第 18 知事が、第 16 の規定によりこの交付の決定の全部又は一部の取消しをした場合において、補助金の返還を命じたときは、事業実施主体は当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年 10.95 パーセントの割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。）で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

2 知事が事業実施主体に対し補助金の返還を命じた場合において、事業実施主体がこれを納期日までに納付しなかったときは、事業実施主体は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年 10.95 パーセントの割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。）で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(違約加算金の計算)

第 19 補助金が 2 回以上に分けて交付されている場合における前条の規定の適用については、返還を命じた額に相当する補助金は最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命じた額に達するまで順次遡り、それぞれの受領の日において受領したものとする。

2 前条の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、事業実施主体の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第 20 第 18 第 2 項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(他の補助金等の一時停止等)

第 21 知事は、事業実施主体に対し補助金の返還を命じ、事業実施主体が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、事業実施主体に対して、同種の事務又は

事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

(財産処分の制限)

第22 事業実施主体は、補助事業により取得し又は効用を増加した財産について減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間内においては、知事の承認を受けずに補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。

2 事業実施主体は、当該財産が処分制限期間を経過していない場合においては、財産管理台帳（別記様式第14号）及びその他関係書類を整備保管しなければならない。

3 事業実施主体は、前項の規定に定める財産を、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、東京都補助金等交付規則第24条に基づき、財産の処分承認申請書（別記様式第15号）により知事に申請し、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

4 知事は、前項において、補助金等交付財産の財産処分承認基準（平成23年6月1日付23財主財第38号）に基づき、承認事務を行うこととする。

5 知事は、事業実施主体が前項の規定により、知事の承認を得て財産処分したことにより収入があったときは、当該収入の全部又は一部に相当する額を事業実施主体に納付させることがある。

(帳簿及び関係書類の整理保管)

第23 事業実施主体は、補助事業に係る収入、支出を記載した帳簿その他の関係書類を当該補助事業完了の日の属する会計年度終了後5年間保管しなければならない。

(その他)

第24 事業実施主体は、間接補助金を交付する間接補助事業者に対し、知事が補助金の交付について付した条件に準ずる条件を付さなければならない。

附 則

1 この要綱は令和7年4月1日から施行する。

2 東京都農作物獣害防止対策事業実施要綱（平成13年11月9日付13産労農芸第1411号）、東京都農作物獣害防止対策事業費補助金交付要綱（平成13年11月9日付13産労農芸第1411号）、東京都農作物獣害防止対策事業実施要領（平成13年11月9日付13産労農芸第1411号）、東京都鳥獣害対策委員会設置要領（平成13年11月9日13産労農芸第1411号）、ハクビシン等による農作物獣害防止対策事業実施要綱（令和5年3月29日付4産労農安第1536号）、ハクビシン等による農作物獣害防止対策事業実施要領（令和5年3月29日付4産労農安第1537号）、ハクビシン等による農作物獣害防止対策事業費補助金交付要綱（令和5年3月29日付4産労農安第1540号）、ハクビシン等による農作物獣害防止対策事業実施細則（令和5年5月1日 5産労農

安第 215 号)、デジタル技術を活用した農作物獣害対策事業実施要綱(令和 5 年 4 月 1 日 5 産労農安第 155 号)、デジタル技術を活用した農作物獣害対策事業費補助金交付要綱(令和 5 年 4 月 1 日 5 産労農安第 154 号)、デジタル技術を活用した農作物獣害対策事業実施要領(令和 5 年 4 月 1 日 5 産労農安第 146 号)、農作物獣害防止地域リーダー養成講座規約(令和 6 年 3 月 18 日付 5 産労農安第 1707 号)、農作物獣害防止地域リーダー養成講座修了証交付規定(令和 6 年 3 月 18 日付 5 産労農安第 1707 号)は、令和 7 年 3 月 31 日に廃止する。

- 3 この要綱の施行前に、前項に基づいて行われた行為は、この要綱の施行後もなお効力を有する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、改正前のこの要綱に基づき作成された帳票及びなされた手続については、この要綱の施行後もなお効力を有する。